

令和4年4月版歯科診療行為マスター登録内容の一部変更（R5.6.15現在）

【基本テーブル】

区分番号	診療行為コード	基本名称	変更区分	変更箇所	変更後	変更前	備考
M010-00	313010920	金属歯冠修復（1個につき）（14カラット金合金（インレー（複雑なもの）））	5	新又は現点数/点数等	1092.00	1057.00	【令和5年7月診療分から適用】 令和5年5月31日付け事務連絡「「特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）の一部改正に伴う特定保険医療材料料（使用歯科材料料）の算定について」の一部改正について」に基づき変更
M010-00	313011020	金属歯冠修復（1個につき）（14カラット金合金（4分の3冠））	5	新又は現点数/点数等	1365.00	1321.00	〃
M010-00	313011120	金属歯冠修復（1個につき）（金銀パラジウム合金（金12%以上）（大白歯（インレー（単純なもの））））	5	新又は現点数/点数等	370.00	408.00	〃
M010-00	313011220	金属歯冠修復（1個につき）（金銀パラジウム合金（金12%以上）（大白歯（インレー（複雑なもの））））	5	新又は現点数/点数等	684.00	754.00	〃
M010-00	313011320	金属歯冠修復（1個につき）（金銀パラジウム合金（金12%以上）（大白歯（5分の4冠）））	5	新又は現点数/点数等	861.00	948.00	〃
M010-00	313011420	金属歯冠修復（1個につき）（金銀パラジウム合金（金12%以上）（大白歯（全部金属冠）））	5	新又は現点数/点数等	1083.00	1194.00	〃
M010-00	313011520	金属歯冠修復（1個につき）（金銀パラジウム合金（金12%以上）（小白歯・前歯（インレー（単純なもの））））	5	新又は現点数/点数等	252.00	277.00	〃
M010-00	313011620	金属歯冠修復（1個につき）（金銀パラジウム合金（金12%以上）（小白歯・前歯（インレー（複雑なもの））））	5	新又は現点数/点数等	501.00	552.00	〃
M010-00	313011720	金属歯冠修復（1個につき）（金銀パラジウム合金（金12%以上）（小白歯・前歯（4分の3冠）））	5	新又は現点数/点数等	618.00	682.00	〃
M010-00	313011820	金属歯冠修復（1個につき）（金銀パラジウム合金（金12%以上）（小白歯・前歯（5分の4冠）））	5	新又は現点数/点数等	618.00	682.00	〃

【基本テーブル】

区分番号	診療行為コード	基本名称	変更区分	変更箇所	変更後	変更前	備考
M010-00	313011920	金属歯冠修復（１個につき）（金銀パラジウム合金（金１２％以上）（小臼歯・前歯（全部金属冠）））	5	新又は現点数／点数等	775.00	855.00	【令和5年7月診療分から適用】 令和5年5月31日付け事務連絡「「特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）の一部改正に伴う特定保険医療材料料（使用歯科材料料）の算定について」の一部改正について」に基づき変更
M010-03	313037020	接着冠（１歯につき）（金銀パラジウム合金（金１２％以上））（前歯）	5	新又は現点数／点数等	618.00	682.00	〃
M010-03	313037120	接着冠（１歯につき）（金銀パラジウム合金（金１２％以上））（小臼歯）	5	新又は現点数／点数等	618.00	682.00	〃
M010-03	313037220	接着冠（１歯につき）（金銀パラジウム合金（金１２％以上））（大臼歯）	5	新又は現点数／点数等	861.00	948.00	〃
M010-04	313037620	根面被覆（１歯につき）（根面板によるもの）（金銀パラジウム合金（金１２％以上））（大臼歯）	5	新又は現点数／点数等	370.00	408.00	〃
M010-04	313037720	根面被覆（１歯につき）（根面板によるもの）（金銀パラジウム合金（金１２％以上））（小臼歯・前歯）	5	新又は現点数／点数等	252.00	277.00	〃
M011-00	313014120	レジン前装金属冠（１歯につき）（金銀パラジウム合金（金１２％以上）を用いた場合）	5	新又は現点数／点数等	966.00	1064.00	〃
M017-00	313015720	ポンティック（１歯につき）（鑄造ポンティック（金銀パラジウム合金（金１２％以上））（大臼歯））	5	新又は現点数／点数等	1247.00	1374.00	〃
M017-00	313015820	ポンティック（１歯につき）（鑄造ポンティック（金銀パラジウム合金（金１２％以上））（小臼歯））	5	新又は現点数／点数等	939.00	1035.00	〃
M017-00	313016420	ポンティック（１歯につき）（レジン前装金属ポンティック（金銀パラジウム合金（金１２％以上））（前歯））	5	新又は現点数／点数等	749.00	826.00	〃

【基本テーブル】

区分番号	診療行為コード	基本名称	変更区分	変更箇所	変更後	変更前	備考
M017-00	313031920	ポンティック（1歯につき）（レジン前装金属ポンティック（金銀パラジウム合金（金12%以上）（小臼歯）））	5	新又は現点数/点数等	939.00	1035.00	【令和5年7月診療分から適用】 令和5年5月31日付け事務連絡「「特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）の一部改正に伴う特定保険医療材料料（使用歯科材料料）の算定について」の一部改正について」に基づき変更
M017-00	313032020	ポンティック（1歯につき）（レジン前装金属ポンティック（金銀パラジウム合金（金12%以上）（大臼歯）））	5	新又は現点数/点数等	1247.00	1374.00	〃
M020-00	313018420	鑄造鉤（1個につき）（14カラット金合金（双子鉤（大・小臼歯）））	5	新又は現点数/点数等	1415.00	1369.00	〃
M020-00	313018520	鑄造鉤（1個につき）（14カラット金合金（双子鉤（犬歯・小臼歯）））	5	新又は現点数/点数等	1151.00	1114.00	〃
M020-00	313018620	鑄造鉤（1個につき）（14カラット金合金（二腕鉤（レストつき）（大臼歯）））	5	新又は現点数/点数等	1151.00	1114.00	〃
M020-00	313018720	鑄造鉤（1個につき）（14カラット金合金（二腕鉤（レストつき）（犬歯・小臼歯）））	5	新又は現点数/点数等	884.00	855.00	〃
M020-00	313018820	鑄造鉤（1個につき）（14カラット金合金（二腕鉤（レストつき）（前歯（切歯））））	5	新又は現点数/点数等	681.00	659.00	〃
M020-00	313018920	鑄造鉤（1個につき）（金銀パラジウム合金（金12%以上）（双子鉤（大・小臼歯）））	5	新又は現点数/点数等	997.00	1099.00	〃
M020-00	313019020	鑄造鉤（1個につき）（金銀パラジウム合金（金12%以上）（双子鉤（犬歯・小臼歯）））	5	新又は現点数/点数等	780.00	859.00	〃
M020-00	313019120	鑄造鉤（1個につき）（金銀パラジウム合金（金12%以上）（二腕鉤（レストつき）（大臼歯）））	5	新又は現点数/点数等	684.00	754.00	〃

【基本テーブル】

区分番号	診療行為コード	基本名称	変更区分	変更箇所	変更後	変更前	備考
M020-00	313019220	鑄造鉤（１個につき）（金銀パラジウム合金（金１２％以上）（二腕鉤（レストつき）（犬歯・小白歯）））	5	新又は現点数／点数等	595.00	656.00	【令和5年7月診療分から適用】 令和5年5月31日付け事務連絡「「特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）の一部改正に伴う特定保険医療材料料（使用歯科材料料）の算定について」の一部改正について」に基づき変更
M020-00	313019320	鑄造鉤（１個につき）（金銀パラジウム合金（金１２％以上）（二腕鉤（レストつき）（前歯（切歯））））	5	新又は現点数／点数等	552.00	608.00	〃
M021-00	313019920	線鉤（１個につき）（１４カラット金合金（双子鉤））	5	新又は現点数／点数等	676.00	655.00	〃
M021-00	313020020	線鉤（１個につき）（１４カラット金合金（二腕鉤（レストつき）））	5	新又は現点数／点数等	523.00	506.00	〃
M021-02	313026520	コンビネーション鉤（１個につき）（鑄造鉤又はレストに金銀パラジウム合金（金１２％以上）、線鉤に不銹鋼及び特殊鋼を用いた場合（前歯））	5	新又は現点数／点数等	276.00	304.00	〃
M021-02	313026620	コンビネーション鉤（１個につき）（鑄造鉤又はレストに金銀パラジウム合金（金１２％以上）、線鉤に不銹鋼及び特殊鋼を用いた場合（犬歯・小白歯））	5	新又は現点数／点数等	298.00	328.00	〃
M021-02	313026720	コンビネーション鉤（１個につき）（鑄造鉤又はレストに金銀パラジウム合金（金１２％以上）、線鉤に不銹鋼及び特殊鋼を用いた場合（大白歯））	5	新又は現点数／点数等	342.00	377.00	〃
M021-03	313038720	磁性アタッチメント（１個につき）（キーパー付き根面板）（根面板の保険医療材料料（１歯につき））（金銀パラジウム合金（金１２％以上））（大白歯）	5	新又は現点数／点数等	684.00	754.00	〃
M021-03	313038820	磁性アタッチメント（１個につき）（キーパー付き根面板）（根面板の保険医療材料料（１歯につき））（金銀パラジウム合金（金１２％以上））（小白歯・前歯）	5	新又は現点数／点数等	501.00	552.00	〃
M023-00	313020620	バー（１個につき）（鑄造バー（金銀パラジウム合金（金１２％以上）））	5	新又は現点数／点数等	1598.00	1761.00	〃

【基本テーブル】

区分番号	診療行為コード	基本名称	変更区分	変更箇所	変更後	変更前	備考
I030-02	309020810	非経口摂取患者口腔粘膜処置（1口腔につき）（特例）	5	通則加算グループ	0000	A016	【令和5年5月8日から適用】 通則加算グループの変更

令和4年4月版歯科診療行為マスター登録内容の一部変更（R5.6.15現在）

【基本・基本加算対応テーブル】

変更区分	グループ番号	基本・基本加算対応テーブル加算項目				変更箇所	変更後	変更前	備考
		加算コード	診療行為コード	診療行為名称	加算識別				
3	B002	BA191	301082770	看護補助体制充実加算（看護補助加算）	53		新 設	【令和5年5月診療分から適用】 令和4年4月診療分から令和5年4月診療分の加算識別は48。	
3	B002	BA206	301082870	放射線治療病室管理加算（治療用放射性同位元素による治療の場合）（1日につき）	54		新 設	【令和5年5月診療分から適用】 令和4年4月診療分から令和5年4月診療分の加算識別は49。	
3	B002	BA207	301082970	放射線治療病室管理加算（密封小線源による治療の場合）（1日につき）	54		新 設	〃	
3	B003	BA191	301082770	看護補助体制充実加算（看護補助加算）	54		新 設	〃	
3	B003	BA206	301082870	放射線治療病室管理加算（治療用放射性同位元素による治療の場合）（1日につき）	55		新 設	【令和5年5月診療分から適用】 令和4年4月診療分から令和5年4月診療分の加算識別は50。	
3	B003	BA207	301082970	放射線治療病室管理加算（密封小線源による治療の場合）（1日につき）	55		新 設	〃	
3	B004	BA206	301082870	放射線治療病室管理加算（治療用放射性同位元素による治療の場合）（1日につき）	24		新 設	【令和5年5月診療分から適用】 令和4年4月診療分から令和5年4月診療分の加算識別は19。	
3	B004	BA207	301082970	放射線治療病室管理加算（密封小線源による治療の場合）（1日につき）	24		新 設	〃	

【基本・基本加算対応テーブル】

変更区分	グループ番号	基本・基本加算対応テーブル加算項目				変更箇所	変更後	変更前	備考
		加算コード	診療行為コード	診療行為名称	加算識別				
3	B009	BA206	301082870	放射線治療病室管理加算（治療用放射性同位元素による治療の場合）（1日につき）	58		新 設	【令和5年5月診療分から適用】 令和4年4月診療分から令和5年4月診療分の加算識別は53。	
3	B009	BA207	301082970	放射線治療病室管理加算（密封小線源による治療の場合）（1日につき）	58		新 設	”	
3	B011	BA191	301082770	看護補助体制充実加算（看護補助加算）	54		新 設	【令和5年5月診療分から適用】 令和4年4月診療分から令和5年4月診療分の加算識別は49。	
3	B011	BA203	301083870	術後疼痛管理チーム加算（1日につき）	55		新 設	【令和5年5月診療分から適用】 令和4年4月診療分から令和5年4月診療分の加算識別は50。	
3	B012	BA206	301082870	放射線治療病室管理加算（治療用放射性同位元素による治療の場合）（1日につき）	36		新 設	【令和5年5月診療分から適用】 令和4年4月診療分から令和5年4月診療分の加算識別は31。	
3	B012	BA207	301082970	放射線治療病室管理加算（密封小線源による治療の場合）（1日につき）	36		新 設	”	
3	B025	BA191	301082770	看護補助体制充実加算（看護補助加算）	53		新 設	【令和5年5月診療分から適用】 令和4年4月診療分から令和5年4月診療分の加算識別は48。	
3	B047	BA203	301083870	術後疼痛管理チーム加算（1日につき）	18		新 設	【令和5年5月診療分から適用】 令和4年4月診療分から令和5年4月診療分の加算識別は13。	
3	B049	BA203	301083870	術後疼痛管理チーム加算（1日につき）	15		新 設	【令和5年5月診療分から適用】 令和4年4月診療分から令和5年4月診療分の加算識別は10。	

【基本・基本加算対応テーブル】

変更区分	グループ番号	基本・基本加算対応テーブル加算項目				変更箇所	変更後	変更前	備考
		加算コード	診療行為コード	診療行為名称	加算識別				
3	B051	BA191	301082770	看護補助体制充実加算（看護補助加算）	54	新設		【令和5年5月診療分から適用】 令和4年4月診療分から令和5年4月診療分の加算識別は49。	